

● 寄稿5

百聞は一見に如かず ～一橋大学大学院ICSにて～

一橋大学大学院 国際企業戦略研究科

門田 かつよ

抄録

2009年4月から在籍している一橋大学大学院国際企業戦略研究科の様子及びそこでの仕事ぶりについて紹介する。

1. はじめに

本を読む習慣は、小・中学生の頃にはたしかにあったのであるが、仕事をはじめようになつてからは遠のいていた。特許審査官としての仕事では、公報等の文献を通して活字を見る時間は格段に増えたが、それは読書とは異なるものであろう。現在の仕事場の近く、神田神保町は「本の街」であり、5分も歩けば古書店街である。仕事の合間に、ふらっと街に出て行くところといえば、本屋であり、そこに平積みされている本があれば、自然と目がいき、また、ランキングコーナーをチェックしていると、読書の世界へいざなわれる（もちろん、自らの専門分野のコーナーのチェックも欠かしません！）。

昨年4月から一橋大学に在籍し、神田キャンパスを拠点として仕事をするようになって、ライフスタイルは大きく変った。一橋大学¹⁾の本部は国立市にあるが、関東大震災でそこに移転するまでは、ここ一ツ橋にあった。国立キャンパスは、ドラマの撮影ロケ地にもなる、いかにも大学らしい雰囲気が漂うところであり、かつてその雰囲気にあこがれたこともある。一方、神田キャンパスは学術総合センターのビルの一部を占めており、ビジネスオフィスの感がある（写真1）。そして、皇居をぐるりと半周すれば、特許庁にたどり着く。

それでは、この神田キャンパスの様子や雰囲気、また、そこでの仕事ぶりを紹介しよう。



写真1 神田キャンパスがあるビル

1) <http://www.hit-u.ac.jp/>

2. ICS

神田キャンパスには、大学院の国際企業戦略研究科 (International Corporate Strategy (ICS))²⁾がある。ICSは3つのコースで構成され、そのうちの一つが経営法務コースである (図1)。この経営法務コースに所属して、日々仕事に励んでいるわけである。経営法務コースは主に社会人を対象としており、講義は夜間 (18:20～21:30) に行われる。一日における集中すべき時間は夜になるため、すっかり夜型の生活になってしまった。とは言え、朝の起床は特許庁に通っていた頃と変わらない。

経営法務コースには、修士課程と博士課程があるが、修士課程では経営法務コースの中に知財戦略講座プログラム (以下、知財プログラムとよぶ。) が含まれている (図2)。知的財産の分野での修学を希望する場合は、知財プログラムに在籍することとなる。なお、2010年



図1 ICSの3つのコース

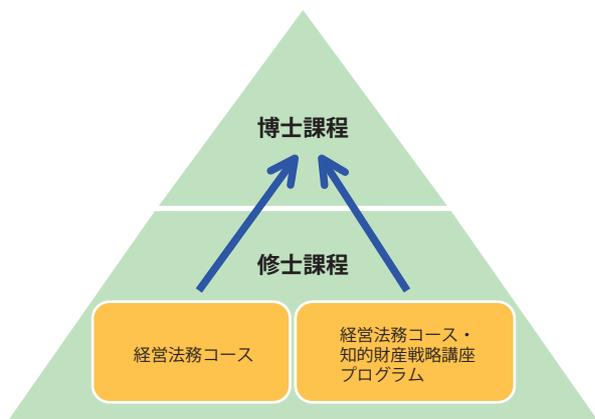


図2 経営法務コースの教育プログラム

度の募集では、経営法務コースにおける修士課程の募集人数は28人、そのうち知財プログラムは10人 (内数) であった。

本コースの最大の特徴は、ビジネスロー全般について学べる点にある。知的財産法、会社法、経済法、倒産法、民事訴訟法、租税法、金融法、労働法、国際取引法、民事法などである。ビジネスローの中の一つの法律として知的財産法を捉えることで、見方も変わってくるであろう。

3. 大学での生活

大学での生活は2年目となったが、最初の1年間を振り返ると、前半 (春学期) は講義の準備に追われ、後半 (秋学期) は学生の論文指導がパタパタと舞い込み、夏休み期間 (8月、9月) に何とか自らの興味のあるところに取り掛かることができた、という具合であった。

また、定期的に教授会なるものが開催されている。学生の頃は、教授会に対して神秘的なイメージを抱いていたが、実際に出席してみると、ICS教授陣ならではのテキパキとした議事進行に驚かされた。さらに大学の中で、ある委員会の委員も仰せつかっているが、こちらは会議が国立キャンパスで開催されるため、1時間強かけて馳せ参じることとなる。

4. 大学の講義

週に数コマの講義を担当しているが、学生は月曜日から金曜日まで、日に2コマある講義の中から選択して受講することになる (表1)。職場から駆けつけ、疲れているし、眠いし、大学に食堂はあるが食べる時間がなければお腹は空いている、という状況での受講はさぞかし大変だろうと思われる。しかし、多くの講義で報告やディスカッションが課され、真剣な面持ちで講義に望む姿を見ると、こちらも生半可な気持ちではいられない。事前に準備したことをあれもこれもと話すと、内容を詰め込みすぎて、学生に消化不良を生じさせることとなる。1年目は反省しきりであった。

知財プログラムの学生は、弁理士資格保有者が多いが、最近ではエンタメ業界に身をおく学生も増えてきた。また、

2) <http://www.ics.hit-u.ac.jp/>

表1 経営法務コースの講義時間割(平成22年度)

春学期	月	火	水	木	金
1時限	M & Aの法務 (国内法務)	アメリカ証券取引法	経営法務総合問題	現代会社法	ベンチャー企業と法
	知的成果物保護法	独占禁止法の実務		知的財産戦略論	
2時限	法務特別講義 (特許の取得と活用)	競争政策と法	演習	雇用関係と法	アメリカン・ ビジネスロー
		ビジネス紛争処理法		特許法	企業課税

秋学期	月	火	水	木	金
1時限	M & Aの法務 (M & A契約)	金融取引と法	経営法務総合問題	倒産関係法	国際法務戦略論
	ライセンス契約法			競争法	公開企業法
2時限	M & Aの法務 (国際事業再編)	公正取引と法	演習	アメリカ労働法	国際租税法
		信託と金融実務			

※国際的財産法、デジタル時代の著作権法は隔年開講のため、平成22年度は休講

※1時限：18：20～19：50、2時限：20：00～21：30

知財プログラム以外の学生も知財の講義を履修できる。様々なバックグラウンドを持った学生が講義という一つの場に来るから、講義の内容や程度の調整は、履修学生一人一人の顔を思い浮かべながら行うこととなる。ディスカッションの際に、実務に裏付けられた深い洞察のみならず、特許実務にどっぷりつかった面々からは出てこないような意見をも引き出せたときには、講義も成功というものであろう。

今年度は、特許法(木・2時限)、知的成果物保護法(月・1時限、相澤英孝教授と共同)、特許の取得と活用(月・2時限、非常勤講師の野口恭弘先生、佐藤莊助先生と共同)の講義を担当し、また、国立キャンパスの学部生を対象とした知的財産法の講義もある。学部生のきらきらとした若さがまぶしいが、非常によく勉強している者もあり、感心しきりである。出席率はあまりよろしくないが、試験の成績は良い、というところは、さすが一橋の学生である。

5.ゼミ

講義にくわえて、いわゆる「ゼミ」も毎週水曜日に行っている。知財プログラムでは、当該プログラムの教員及

び博士・修士課程の学生が一堂に会してゼミを行っており、数の上では経営法務コースにおける最大派閥である。ゼミでは毎回、修士論文又は博士論文のテーマについて学生から進捗報告が順番に行われる。特許法も、著作権法も、一括りにして知的財産法とされているが、そこに含まれる様々な論点がピックアップされ、毎回楽しみにしている講座である。2コマ3時間コースで4人の学生から報告がなされると、非常な満腹感がある。特に、著作権法に関するテーマの報告を聞くと、特許法を専門とする当方にとって、同じ知的財産法とは思えないほど、興味深い世界が広がっており、そこから受ける刺激は図り知れない。

修士課程の学生は、実質、2年間弱という短い期間で論文をまとめることから、日々の仕事の中で興味をもった論点が研究テーマとして選択され、論点をあまり広げず、掘り下げていくことが多い。一方、博士課程の学生は、選択されたテーマや論点自体におもしろさを感じられるものが多く、また、研究手法も比較法や歴史的観点がとりこまれ、内容の濃い報告がなされる。3年以上をかけて一つのテーマに取り組むわけであるから、博士学位論文を書き上げるまでの苦しみは、ゼミでの報告を聞いていてよくわかる。

6. 論文を書くということ

講義の単位を必要数、取得した上で、さらに学位論文を作成することが、修士(経営法)の学位を取得するために求められる。入学試験の際に提示した研究テーマにもとづいて研究を進める学生がほとんどである。本コースの性格上、研究テーマとしては法律を扱うことが基本となる(ビジネスローのコースです!)。したがって、多くの判決文にあたる必要があるし、また例えば日米比較を行うならば、米国の裁判例にもあたる必要がある。大学では、裁判例情報や論文情報の検索データベースが利用できる環境が用意されている。

働きながら大学に2年間通い、講義を受け、さらに修士論文を書き上げることは、大変なことである。途中で仕事が忙しくなり、思うように研究する時間がとれなくなることもあるであろう。休学を挟みながら修学する学生も少なからずいる。まずは最初にしっかりと研究計画を立てることが必要である。知財ゼミでは、各々最初の報告時(1年目の春学期)に、研究のテーマや方向性、手法、計画等についてレビューを受けることになる。そこでゴーサインが出れば、本格的に研究開始となる。その後、研究の進捗について2回ほど報告する機会があり(1年目の秋学期、2年目の春学期)、最後の報告の機会(2年目の秋学期)では、修士論文が提出できるかどうか様子が定まってくる。この頃に第一稿が上がってくれば、教員からコメントを受け、さらにブラッシュアップすることになる。

学生の中には、他大学等ですでに学位論文を書いたことがある者や、雑誌等に論文が掲載されたことがある者

もいるが、自らの主張を、根拠を示しつつ客観的、理論的に述べることは訓練を要することである。さらに洗練された内容の論文とするには、いくつかのテクニックが求められる。これがさらに博士学位論文となると、修士学位論文とは格段に違い、さらに困難を極めることとなる。この試練を乗り越え、昨年度、知財の分野からはじめて、博士(経営法)の学位取得者を2名輩出することができた³⁾。大変喜ばしいことである。

7. 研究するという事

日々更新される裁判例情報⁴⁾をみていると、特許法における最近の論点が浮かび上がってくるように思われる。

共同研究開発等の場合に、誰が発明者かが問題となるケースが散見される⁵⁾。裁判例の件数が減ってきている⁶⁾職務発明における相当の対価の請求事件では、昨年度、知財高裁から3件の判決⁷⁾が出されているが、対価の算定について新たな論点が提示されているのかもしれない⁸⁾。特許法の保護対象である「発明」か否かの争点⁹⁾は、技術が進歩し、ビジネスモデルが変化していく中で、特許が果たすべき役割とは何かについて問いかけているように思われる。特許要件の中で最も争われる進歩性については、裁判官の説示が胸に沁みる¹⁰⁾。知財高裁・大合議判決¹¹⁾以降、一貫した解釈判断が行われてきた明細書のサポート要件は、新たな局面¹²⁾を迎えるのであろうか。特許権の存続期間の延長については、条文解釈ということは今一度考えるよい機会を与えてくれる¹³⁾。侵害訴訟における無効の抗弁がもたらす、クレーム解釈についての論点¹⁴⁾は、リバーゼ判決¹⁵⁾を振り返らせるに至る。

3) <http://www.ics.hit-u.ac.jp/jp/phd/>

4) 裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の裁判例情報

5) 大阪地H22.2.18 H21(ワ)1652、大阪地H21.10.8 H19(ワ)8449、H19(ワ)14328 等

6) 産業構造審議会 知的財産政策部会 第26回特許制度小委員会(平成22年4月30日)資料3

7) 知財高H21.2.26 H19(ネ)10021、知財高H21.6.25 H19(ネ)10056、知財高H21.11.26 H21(ネ)10020

8) 島並良「職務発明の承継対価と使用者の利益—2009年に下された2つの知財高裁判決によせて」ジュリスト1394号(2010)46頁

9) 知財高H20.2.29 H19(行ケ)10239、知財高H20.6.24 H19(行ケ)10369、H20.8.26 H20(行ケ)10001 等 なお、米国最高裁判決として、*Bilski v. Kappos*, No.08-964 (June 28, 2010)

10) 知財高H22.5.27 H21(行ケ)10361 等

11) 知財高・大合議H17.11.11 H17(行ケ)10042

12) 知財高H22.1.28 H21(行ケ)10033

13) 知財高H21.5.29 H20(行ケ)10458、10459、10460

14) 高部真規子「知的財産権訴訟 今後の課題(上)」NBL No.859(2007)14頁

15) 最二小H3.3.8 S62(行ツ)3

プロダクト・バイ・プロセス・クレーム¹⁶⁾もあらためてクレーム解釈について考えさせられる。

このように裁判例は常に新しい論点・視点を提示し続けている。これまで是とされてきたこと、そう信じてきたことが本当にそうであるのか、ということに気づくこと、これが研究の出発点であるように思う。

8.さいごに

ICSが平成12年(2000年)に開講してから10年が過ぎた。知財プログラムの専任教員は、相澤英孝教授、さらにこの10月から井上由里子教授をむかえ、当方を加えて3人の新体制となる。来年度(平成23年度)も経営法務コース(知財プログラムを含む)の学生を募集する予定である¹⁷⁾。知的財産法をより広い視点からみてみたい、という方は大歓迎である。百聞は一見に如かず、伝統ある地の伝統ある大学(写真2)で、いざ学ばん。

profile

門田 かつよ (かどた かつよ)

1995年4月 特許庁入庁

1997年4月 審査官昇任

2009年4月より現職



写真2 斜め向かいの学生会館の敷地内にある、日本野球発祥の地のモニュメントから眺める。

16) 東京地H22.3.31 H19(ワ)35324 なお、CAFC en banc判決(2009.5.18)として、Abbott Laboratories v. Sandoz, Inc. 566 F.3d 1282 (2009)

17) 募集時期は秋(10月上旬)と冬(1月下旬)の2回